

## ◎東日本大震災に対処するための平成二十三年 度分の地方交付税の総額の特例 等に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十四年二月五日法律第一号)

### 一、提案理由(平成二十四年二月三日・衆議院総務委員会)

○川端国務大臣 東日本大震災に対処するための平成二十三年  
度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正す  
る法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明  
申し上げます。

平成二十三年度の第四次補正予算により同年度分の地方交付  
税が三千六百八億円増加することとなりますがその全額を、ま  
た、平成二十三年度の第二次補正予算により五千四百五十五億  
円増加した同年度分の地方交付税のうち千億円を、平成二十四  
年度分の地方交付税の総額に加算して、同年度に交付すること  
ができることとする必要があります。したがって、東日本大震  
災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特

例等に関する法律を改正することとし、所要の規定を設けるこ  
ととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。  
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願  
いたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二十四年二月三日)

○原口一博君 ただいま議題となりました法律案につきまして、  
総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成二十三年度の第二次補正予算により増額された  
同年度分の地方交付税五千四百五十五億円のうち千億円及び平  
成二十三年度の第四次補正予算により増額された同年度分の地  
方交付税三千六百八億円の全額を、同年度内に交付しないで、  
平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算し  
て交付できることとするものであります。

本案は、昨二日本委員会に付託され、本日、川端総務大臣か  
ら提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、採決の結  
果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決  
しました。

東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律

東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院総務委員長報告(平成二十四年二月八日)

○藤末健三君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二十三年度の第二次補正予算及び第四次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、その一部を、同年度内に交付しないで、平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものであります。

委員会におきましては、補正予算で増額した地方交付税を翌年度に繰り越す理由、地方長期債務残高の償還の在り方、除雪に係る経費に対する特別交付税措置等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。